

飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議(案)

われわれ飯塚市議会議員は、市民の信託にこたえ、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがないよう、政治倫理の確立に努めてきた。このたびの政治倫理条例の改正に伴い、われわれは、市民の期待に応え、良心と責任ある活動を行う決意を表明するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守することを改めて決意する。

- 1 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- 3 市及び関連法人が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- 4 市及び関連法人の職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- 5 市及び関連法人の職員の採用、昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- 6 政治活動に関して企業、労働組合等の団体(政治団体を除く。)から寄附を受けないこと。

また、この政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、職員に公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創設するよう市長に強く要望する。

以上、決議する。

平成27年12月18日

飯塚市議会